



平成 27 年 5 月 15 日

各位

会 社 名 株式会社アズジェント
代表者名 代表取締役社長 杉本隆洋
(コード番号 4288 JQ)
問合せ先 取締役 経営企画本部長 葛城岳典
(Tel 03-6853-7401 代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 18 回定時株主総会に付議する旨を決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

定款一部変更について

1. 定款変更の目的

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように会社法 427 条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 28 条（取締役の責任免除）及び第 36 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、定款第 28 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

取締役会決議日 : 平成 27 年 5 月 15 日

定款変更のための

定時株主総会開催予定日 : 平成 27 年 6 月 25 日

効力発生日 : 平成 27 年 6 月 25 日

以上

別紙

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>～</p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算 (事業年度)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>～</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第38条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条 当社は、会社法427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、0円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>～</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条 当社は、会社法427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、0円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 計算 (事業年度)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>～</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>

以上